

平成 30 年度土木工事共通仕様書の改正概要

1. 基準類の改正を反映

前回改正（平成 26 年 7 月）以降に実施された基準類の改訂を反映する。

- ・ 道路土工構造物技術基準（平成 27 年 3 月）
- ・ 道路橋示方書・同解説（平成 29 年 11 月）
- ・ 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（平成 28 年 7 月）
- ・ 鋼道路橋施工便覧（平成 27 年 3 月）
- ・ 鋼道路橋防食便覧（平成 26 年 3 月）
- ・ 防護柵の設置基準・同解説（平成 28 年 12 月）
- ・ 杭基礎施工便覧（平成 27 年 3 月）
- ・ 舗装設計施工指針（平成 18 年 2 月）
- ・ 舗装性能評価法（平成 25 年 4 月）
- ・ 舗装設計便覧（平成 18 年 2 月）
- ・ ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成 28 年 10 月）
- ・ 海岸保全施設の技術上の基準について（平成 27 年 12 月）

他

2. 事務の簡素化に関する改正

- ・ 電子メールで書類提出等を行う場合は、署名や押印を不要とする。(1-1-1-2)
- ・ 工期の変更対象であることの確認を廃止する。(旧 1-1-1-15)
- ・ 「再生資源利用促進計画書」と内容が重複する「産業廃棄物処理計画書」を廃止する。
(1-1-1-17)
- ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出を廃止し、提示とする。(1-1-1-17)
- ・ 設計図書に定められたもの（木製バリケード等）は「木材利用実績書」の提出の対象から除外する。実績の把握で足りるため「木材利用計画書」を廃止する。(1-1-1-42)
- ・ 「木製工事用バリケード設置計画表（実績表）」を廃止し、施工計画書に記載する。
(1-1-1-45)
- ・ JIS A 5308 の改正に伴い、レディーミクストコンクリート配合報告書を廃止する。
(1-3-3-1)

3. 土木部発注工事特記仕様書の内容を統合

- ・ 建設副産物情報交換システム（COBRIS）の登録を義務付ける。(1-1-1-17)
- ・ 交通誘導警備員を配置する場合に、交通誘導警備員勤務計画表（実施書）の提出を義務付ける。(1-1-1-32)
- ・ 自専道や認定路線で交通誘導を実施する場合に検定合格警備員の配置を義務付ける
(1-1-1-37)
- ・ 仮 BM、工事用三角点を設置した場合、測量結果の提出を義務付ける。(1-1-1-37)
- ・ 現場技術業務に関して、業務技術員が実施する段階確認及び施工状況の把握等について規定する。(3-1-1-3)

4. その他

- ・国土交通省版土木工事共通仕様書の内容と整合させる。
- ・語句や表現を修正する。
- ・コンクリート配合計画書の提出を義務付ける。(1-3-3-1)
- ・工事完成図書に含まれる書類を整理する。(3-1-1-7)
- ・架空線等に関する事故防止対策を義務付ける。(3-1-1-10)
- ・創意工夫について、着手前に実施計画の提出を義務付ける。(3-1-1-14)
- ・かごマット工について規定する。(3-2-3-32)
- ・袋詰玉石工について規定する。(3-2-3-33)
- ・薬液注入工法について規定する。(8-4-3-8)